２　前項の届出書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。

一　特定農業者　次に掲げる書類

イ　その者が基準日後一月内にした処分対象農地等についての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の相手方が令第三条第一項第一号イ(1)又は(2)に掲げる者に該当する旨を明らかにすることができる書類

ロ　処分対象農地等のうちに第三十一条第二号に掲げる農地等又は特定農業用施設（土地収用法第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）があり、かつ、基準日後一月内にその告示に係る事業に供するためその所有権若しくは使用収益権を譲渡し、又は使用収益権を設定した農地等又は特定農業用施設を除く。以下この号において同じ。）があり、又は処分対象農地等の全てが第三十一条第二号に掲げる農地等又は特定農業用施設である場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

（農地等の返還の相手方等）

第二十九条　処分対象農地等に係る令第三条第三項又は第四項（令附則第二条において準用する場合を含む。）の規定による使用収益権の消滅は、その使用収益権を消滅させることによりその農地等又は特定農業用施設が次に掲げる者に返還されることとなるものでなければならない。

一・二　（略）

（収用された農地等又は特定農業用施設に準ずる農地等又は特定農業用施設）

第三十一条　令第三条第五項（令附則第二条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める農地等又は特定農業用施設は、次のとおりとする。

一～四　（略）

（特定処分対象農地等についての所有権の移転等をする期間）

第三十二条　令第五条第二号イの農林水産省令で定める期間は、令第三条第一項第一号イ(2)に掲げる者（以下「譲受後継者」という。）から特定処分対象農地等（受給権者が、特例付加年金の支給を受けるためにする同号イの規定による所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定において、譲受後継者に対して設定した使用収益権に係る農地等又は特定農業用施設をいう。以下同じ。）の返還を受けた日から起算して一年（特定処分対象農地等のうち山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域その他これらの地域に準ずる地域として農林水産大臣が指定する地域の区域内にあるものにあっては、二年。第三十八条において同じ。）とする。

（特例付加年金の支給停止の事由とならない特定処分対象農地等の使用収益権の移転等）

第三十五条　令第五条第二号ハの農林水産省令で定める使用収益権の移転又は設定は、次のとおりとする。

一　譲受適格者に対してする使用収益権の移転又は設定（令第三条第二項各号に掲げる要件を満たすものに限る。）

二～十　（略）

２　前項の届出書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。

一　特定農業者　次に掲げる書類

イ　その者が基準日後一月内にした処分対象農地等についての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の相手方が令第二条第一項第一号イ(1)又は(2)に掲げる者に該当する旨を明らかにすることができる書類

ロ　処分対象農地等のうちに第三十一条第二号に掲げる農地等又は特定農業用施設（土地収用法第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）があり、かつ、基準日後一月内にその告示に係る事業に供するためその所有権若しくは使用収益権を譲渡し、又は使用収益権を設定した農地等又は特定農業用施設を除く。以下この号において同じ。）があり、又は処分対象農地等のすべてが第三十一条第二号に掲げる農地等又は特定農業用施設である場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

（農地等の返還の相手方等）

第二十九条　処分対象農地等に係る令第二条第三項又は第四項（令第三条第二項及び令附則第二条において準用する場合を含む。）の規定による使用収益権の消滅は、その使用収益権を消滅させることによりその農地等又は特定農業用施設が次に掲げる者に返還されることとなるものでなければならない。

一・二　（略）

（収用された農地等又は特定農業用施設に準ずる農地等又は特定農業用施設）

第三十一条　令第二条第五項（令第三条第二項及び令附則第二条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める農地等又は特定農業用施設は、次のとおりとする。

一～四　（略）

（特定処分対象農地等についての所有権の移転等をする期間）

第三十二条　令第五条第二号イの農林水産省令で定める期間は、令第二条第一項第一号イ(2)に掲げる者（以下「譲受後継者」という。）から特定処分対象農地等（受給権者が、特例付加年金の支給を受けるためにする同号イ又は令第三条第一項第一号イの規定による所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定において、譲受後継者に対して設定した使用収益権に係る農地等又は特定農業用施設をいう。以下同じ。）の返還を受けた日から起算して一年（特定処分対象農地等のうち山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域その他これらの地域に準ずる地域として農林水産大臣が指定する地域の区域内にあるものにあっては、二年。第三十八条において同じ。）とする。

（特例付加年金の支給停止の事由とならない特定処分対象農地等の使用収益権の移転等）

第三十五条　令第五条第二号ハの農林水産省令で定める使用収益権の移転又は設定は、次のとおりとする。

一　譲受適格者に対してする使用収益権の移転又は設定（令第二条第二項各号に掲げる要件を満たすものに限る。）

二～十　（略）